

鳥羽マリンターミナル広告パンフレット設置取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鳥羽マリンターミナル（以下「ターミナル」という。）の施設（以下「施設」という。）内に広告宣伝を目的とするパンフレット、カタログ等の印刷物等（以下「広告パンフレット」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置基準)

第2条 次の各号のいずれかに該当する広告パンフレットは、設置を認めない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人の氏名広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) その他広告掲載に係る広告として不適當であると管理者が認めるもの

(設置場所等)

第3条 広告パンフレットの設置場所は1階ホール内とし、鳥羽マリンターミナル指定管理者「以下「管理者」という。」の指定するパンフレット立ての区画とする。

2 広告パンフレットは、1区画A4判縦を設置できる大きさ以内で、パンフレット立ての他の区画に影響を及ぼさないものとする。

(募集等)

第4条 広告パンフレットの設置について、広報とば紙面等で募集し、申込みの受付を行う。この場合において、申込みの件数が設置許容件数を超えたときは、抽選とする。

2 前項の募集において申込みの件数が設置許容件数に満たないとき又は年度途中にパンフレット立ての設置の区画に空きが生じたときは、随時に設置の申込みの受付を行うものとする。

(申込み等)

第5条 広告パンフレットを設置しようとする者（以下「申込者」という。）は、設置する広告パンフレットの見本を添えて鳥羽マリンターミナルパンフレット設置申込書により管理者に申し込むものとする。

(設置の決定等)

第6条 管理者は、前条の申込書を受理したときは、審査のうえ、設置の可否を決定する。

2 管理者は、前項の規定に基づき、設置の可否を決定したときは、申込者へ鳥羽マリンターミナル広告パンフレット設置可否決定通知書により通知するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第7条 広告パンフレットの設置の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、前条の決定によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(設置料)

第8条 設置料は、1区画当たり1月につき1,000円+消費税とする。ただし、1月は暦単位とし、1月に満たない月は1月とする。

(設置料の納付)

第9条 広告主は、広告パンフレットを設置する前で管理者が指定する日までに、設置料を一括納付しなければならない。

(設置の期間)

第10条 広告パンフレットを設置する期間は、3月以上の管理者が定める期間で、設置を開始した日(以下「設置日」という。)の属する年度の末日(以下「年度末」という。)を期限とする。ただし、設置日の属する月の初日から年度末までの期間が3月に満たない場合は、設置日から年度末までとする。

(広告パンフレットの変更)

第11条 広告主は、設置期間中に、既設の広告パンフレットを変更しようとするときは、変更予定の広告パンフレットの見本を添えて、鳥羽マリンターミナル広告パンフレット設置変更届を管理者に提出しなければならない。但し、広告パンフレットが第2条に定めるターミナルの取り扱う広告として不適当なものに該当する場合は、当該広告パンフレットの変更を認めないものとする。

(設置決定の取消し)

第12条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告パンフレットの設置決定を取り消すことができる。

- (1)指定する期日までに設置料の納付がないとき。
- (2)第2条の規定に該当することとなったとき。
- (3)第7条の規定に違反したとき。
- (4)施設の管理上の必要があるとき。

(設置料の返還)

第13条 設置料は返還しない。ただし、前条第4号により広告パンフレットの設置決定を取り消した場合は、この限りでない。

(広告主の責任等)

第14条 広告パンフレットの補充は、広告主において行うものとする。

2 広告パンフレットは、ターミナルが推奨するものではなく、広告パンフレットの内容、設置された広告パンフレットに関しては、広告主が一切の責任を負う。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、広告パンフレットの設置に関し、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

この規程は平成27年4月1日から施行する。